

**目的** 海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図る。

**基本理念** ○総合的な海岸環境の保全・再生 ○責任の明確化と円滑な処理の推進 ○3R推進等による海岸漂着物等の発生の効果的な抑制 ○海洋環境の保全(マイクロプラスチック対策含む) ○多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 ○国際協力の推進

**基本方針・地域計画の策定等**

国の基本方針

都道府県の地域計画(海岸漂着物対策推進協議会)

**海岸漂着物等の円滑な処理**

(1)処理の責任等

- ①海岸管理者は、海岸漂着物等(漂流ごみ・海底ごみを除く)の処理のため必要な措置を講じなければならない。
- ②海岸管理者でない海岸の占有者等は、その土地の清潔の保持に努めなければならない。
- ③市町村は、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならない。 等



(2)地域外からの海岸漂着物への対応

- ①都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。
- ②環境大臣は、①の協力の求めに関し、必要なあつせんを行うことができる。
- ③外務大臣は、国外からの海岸漂着物により地域の環境保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ外交上適切に対応する。等

(3)漂流ごみ・海底ごみの円滑な処理の推進

国及び地方公共団体は、地域住民の生活・経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない。

**海岸漂着物等の発生の抑制**

- 国及び地方公共団体は、①発生状況・発生原因に係る定期的な調査、②市街地、河川、海岸等における不法投棄防止に必要な措置  
③土地の適正な管理に関する必要な助言及び指導 に努める。

**マイクロプラスチック対策**

- ①事業者は、通常の用法に従った使用の後に河川等に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制や廃プラスチック類の排出の抑制に努めなければならない。 ②政府は、最新の科学的知見・国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチックの抑制のための施策の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

民間団体等との連携の強化・表彰

環境教育・普及啓発等

調査研究等

国際的な連携の確保・国際協力の推進

**財政上の措置**

- ①政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
- ②政府は、離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をする。
- ③政府は、民間の団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努める。

# 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法)の一部を改正する法律(概要) 施行期日:公布の日(平成30年6月22日)

## 背景

- ①海岸に大量のごみが漂着しているのみならず、**漂流ごみや海底ごみ**が船舶の航行・漁場環境の支障となり、**海洋環境に影響**。また、**台風等の災害により大量に発生した海岸漂着物等が、住民の生活や経済活動に影響**。
- ②**住民の生活や経済活動に支障が生じている漂流ごみ及び海底ごみへの対応について、現行法において明確に位置付けられていない**。
- ③海岸漂着物等は、**国民生活に伴い発生したプラスチックごみが多くを占めており、3Rの推進による循環型社会の形成を進めることが重要**。
- ④**マイクロプラスチック(※)**が有害化学物質を吸着又は含有し、食物連鎖等を通じて**海洋生態系に影響すること等が懸念**。国内のみならず**G7やG20等国際的関心も高まっており、喫緊の課題**。

(※)マイクロプラスチックには、マイクロサイズで製造されたもの(化粧品等に含まれるマイクロビーズ等の1次マイクロプラスチック)と、大きなプラスチックが自然環境中で破砕・細分化されたもの(2次マイクロプラスチック)がある。

(左図)洗顔料に含まれるマイクロビーズ(1次マイクロプラスチック)  
(右図)微細なプラスチック片(2次マイクロプラスチック)



- ⑤海岸漂着物対策は**民間団体等**が果たす役割が大きく、その活動を更に促進するための**支援が必要**。
- ⑥海岸漂着物等の発生抑制に関する国内外の関心が高まる中、**回収処理、リサイクル等に関する知見等を有する我が国が率先して国際連携・国際協力を行うことが期待されている**。

## 改正の概要

- ①**目的の改正(第1条)**
  - ・海岸漂着物等が**海洋環境の保全**を図る上でも深刻な影響を及ぼしている旨及び**海岸漂着物等が大規模な自然災害の場合に大量に発生している旨**を追加。
- ②「漂流ごみ等」の追加、漂流ごみ等の円滑な処理の推進(第2条、新第21条の2)
  - ・沿岸海域に漂流し、又はその海底に存するごみ等を「漂流ごみ等」と定義し、「海岸漂着物等」に追加。
  - ・国及び地方公共団体は、**地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない旨**を規定。
- ③3Rの推進等による海岸漂着物等の発生抑制(第5条)
  - ・海岸漂着物対策は、**循環型社会形成推進基本法等による施策と相まって、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならない旨**を追加。
- ④**マイクロプラスチック対策**(新第6条第2項、新第11条の2、附則第2項)
  - ・海岸漂着物対策は、海域において**マイクロプラスチック(微細なプラスチック類をいう。)**が海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること及びその処理が困難であること等に鑑み、**海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な処理及び廃プラスチック類の排出の抑制、再生利用等による廃プラスチック類の減量その他その適正な処理が図られるよう十分配慮されたものでなければならない旨**を規定。
  - ・事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、**通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努めるとともに、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努めなければならない旨**を規定。
  - ・政府は、最新の科学的知見及び国際的動向を勘案し、**海域におけるマイクロプラスチックの抑制のための施策の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨**を規定。
- ⑤**民間団体等の表彰**(新第25条第3項)
  - ・国は、海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した**民間の団体及び個人の表彰に努める旨**を規定。
- ⑥**国際的な連携の確保及び国際協力の推進**(新第28条の2)
  - ・国は、対策の推進に関する**国際的な連携の確保及び国際協力の推進に必要な措置を講ずる旨**を規定。